

新振替制度における 担保取引上の留意点 (発行会社の移行に伴う対応) (公表資料)

平成21年8月
全国銀行協会

新振替制度における担保取引上の留意点(発行会社の移行に伴う対応)(公表資料)

全国銀行協会（以下、「全銀協」という。）では、今般、株券電子化後の新振替制度の下での株式担保取引に関し、担保対象となっている株式の発行会社が振替制度利用会社から非利用会社へ移行した場合（発行会社の非上場化）、あるいは、その逆の場合について、当該移行に伴う株式担保権者の留意点を標記「新振替制度における担保取引上の留意点（発行会社の移行に伴う対応）」として取りまとめた（以下、「留意点」という。）。

平成 21 年 1 月 5 日からスタートした株券電子化に係る新振替制度では、従来、株券をベースに行われていた取引について、振替口座を通じた取引となり、結果、株式担保取引も同様に新振替制度を通じた取引となった。

全銀協では、平成 21 年 1 月 5 日の株券電子化一斉移行に備え、これまで、既存株式担保取引の移行対応や新振替制度における株式担保の事務フローなど様々な検討を行い、検討内容を取りまとめ、会員に通知するとともに、公表を行ってきたところである（注）。

その後、新振替制度における株式担保実務については、特段の支障はなく、順調に経過しているとのことである。他方、いくつかの問題については、今後の検討に委ねられていた。その一つが、冒頭に述べたように、新振替制度において、株式を発行する会社が上場会社から非上場会社となる場合、あるいは、非上場会社から上場会社になる場合に、当該会社の発行する株式を担保として取得しているときの対応方法である。一斉移行の場合には、当該時点における上場会社について例外なく株券電子化移行したことから、一律の対応が可能であった。新振替制度の下で、振替制度を利用する発行会社が非上場会社となって、当該発行株式が振替制度により取り扱われなくなることや、逆に、非上場会社が、上場することで、当該会社の発行株式が振替株式となることが生じた場合には、当該発行会社ごとの対応となり、当該株式を担保に取っている担保権者も個別対応となる。本留意点では、そうした場合における株式担保取引の円滑な取扱いに資するよう、法律等に沿って、いくつかの想定される問題をあげ、留意点として示すこととした。本留意点の検討にあたっては、これまでの検討と同様に、株式会社証券保管振替機構、日本証券業協会、信託銀行等の株主名簿管理人の協力を得ている。また、法律的観点から、葉玉匡美弁護士（TMI 総合法律事務所パートナー）の監修を得ている。

なお、本留意点に掲げた対応策や問題点は、本件に関連するすべての問題を網羅的に取り扱っているわけではなく、その重要な一部を示すに過ぎない。したがって、本留意点に示す内容について、個別銀行の事務手続を一律にルール化するものでもない。個別に事務手続等を策定される場合には、法律の趣旨を踏まえ、本留意点の記載内容を参考に、検討が行われる必要がある。

おって、本留意点は、今後、新振替制度後の株式取引における実務運用の状況を見ながら、必要に応じて修正等があり得ることにご留意いただき、ご意見、ご質問等があれ

ば、全銀協事務局までお寄せ願いたい。

平成 21 年 8 月
全 国 銀 行 協 会

【注】

これまで、全銀協において、株券電子化に伴う株式担保の取扱いについて検討、取りまとめ、公表を行った各種ペーパーは以下のとおりである。

- ① 「株券電子化に伴う担保設定に関する想定事務フロー（第 1 版）」（平成 18 年 9 月）
- ② 「株券電子化に伴う株式担保の一斉移行対応（Q&A）（第 1 版）」（平成 19 年 4 月）
- ③ 「株券電子化に伴う株式担保に係る想定事務フロー」（平成 19 年 4 月）
- ④ 「株券の電子化に伴う株式担保取引 Q&A」（平成 19 年 10 月）
- ⑤ 「株券電子化後の新振替制度における有価証券担保差入証に係る留意事項」（平成 19 年 12 月）
- ⑥ 「株券電子化に伴う株式担保の一斉移行対応（Q&A）（第 2 版）」（平成 19 年 12 月）
- ⑦ 「株券電子化に伴う株式担保の一斉移行対応（Q&A）（第 2 版改訂）」（平成 20 年 4 月）
- ⑧ 「新振替制度における株式担保取引の事務フローについて」（平成 20 年 12 月 15 日付平 20 全業会第 105 号）
- ⑨ 「『新振替制度における株式担保取引の事務フローについて』の一部改正」（平成 20 年 12 月 26 日付平 20 全業会第 114 号）

※ 上記各ペーパーの最終版にあたるものについては、全銀協 H P
<http://www.zenginkyo.or.jp/news/2008/12/16150000.html> 参照。

新振替制度における担保取引上の留意点（発行会社の移行に伴う対応）目次

1. 発行会社の上場会社から非上場会社への移行対応	4 頁
Q 1. 発行会社が上場会社から非上場会社になる場合として考えられるケースにはどのようなものがあるか。	4 頁
Q 2. どのような方法で発行会社の上場廃止に係る情報を知りえるか。	4 頁
Q 3. 上場廃止時の一般的なスケジュールはどのようになっているのか。	5 頁
Q 4. 上場廃止となった発行会社の株式を担保として取得している場合の基本的な問題点は何か。	5 頁
Q 5. 上場廃止となった発行会社の株式を担保として取得している場合に、どのような対応が考えられるか。	6 頁
Q 6. 担保解除のうえ、債務者において上場廃止前に売却していただくときの留意点は何か。	6 頁
Q 7. 担保解除のうえ、代担保を求める場合の留意点は何か。	7 頁
Q 8. 登録株式質として移行する場合の留意点は何か。略式質を登録株式質に移行した場合、担保権を継続するための留意点は何か。	8 頁
2. 発行会社の非上場会社から上場会社への移行対応	10 頁
Q 9. 一般的な上場スケジュールはどのようになっているか。	10 頁
Q 10. 発行会社が非上場会社から上場会社になる場合に、担保権者はどのように当該情報を知りえるか。	11 頁
Q 11. 非上場の発行会社の株式を担保として取得している場合、当該会社が上場するときには、どのような対応が考えられるか。	11 頁
Q 12. 登録株式質対応の手続はどのようになるのか。	12 頁
Q 13. 担保解除のうえ、移行後に振替手続により改めて担保設定を行うか、代担保を求める場合の留意点は何か。	13 頁
Q 14. 任意売却による内入れの留意点は何か。	13 頁

1. 発行会社の上場会社から非上場会社への移行対応

Q 1. 発行会社が上場会社から非上場会社になる場合として考えられるケースにはどのようなものがあるか。

A 1. 発行会社が上場会社から非上場会社に移行するケース、具体的には取引所の上場廃止となるケースとしては、以下のような場合がある（東京証券取引所上場廃止基準概要による。）。

- ・ 株主数、流通株式数、売買高を事由とする場合
- ・ 発行会社の債務超過、銀行取引停止処分、事業活動の停止を事由とする場合
- ・ 破産手続、民事再生手続、および会社更生手続を事由とする場合
- ・ 法令手続等の違反を事由とする場合（例：有価証券報告書等への虚偽記載など）
- ・ 上場会社の組織変更等を事由とする場合（例：非上場会社との合併、完全子会社化など）
- ・ 指定振替機関における取扱いの対象とならないこととなった場合
- ・ 発行会社が時価総額基準を満たさなくなったことを事由とする場合
- ・ 株式の全部取得の場合
- ・ その他

Q 2. どのような方法で発行会社の上場廃止に係る情報を知りえるか。

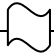
A 2.

- ・ 当該発行会社が上場廃止となるおそれがある場合、上場廃止が決定された場合等は、証券取引所のホームページなどで確認することができる。
- ・ また、法的整理手続の開始などについては、それぞれ所定の方法（官報掲載など）により知りうる。
- ・ なお、有価証券担保差入証上、株主たる担保権設定者が、発行会社の上場廃止を知りえた場合には、担保権者に通知する旨を規定しておくことが考えられる。

Q 3. 上場廃止時の一般的なスケジュールはどのようになっているのか。

A 3.

- ・ 上場廃止のスケジュールの概要は以下のとおり。

日程（注1）	金融商品取引所	証券保管振替機構（保振）
	監理銘柄指定（指定がある場合）	
	～	
X - 1 ヶ月程度	整理銘柄指定（上場廃止事由発生）	発行会社から保振への通知
R - 1 ヶ月程度～ R - 2 週間程度		保振から口座管理機関等への取扱廃止日程に係る通知（注2）
X - 4 日（R - 7）		総株主通知の日程案内
X - 1 日（R - 4）	取引所売買最終日	
X 日（R - 3）	上場廃止日	
X + 2 日（R - 1）	取引所取引に係る最終売買決済日	
X + 3 日（R）		取扱廃止に係る株主確定日
X + 4 日（R + 1）		取扱廃止日
X + 6 日（R + 3）		総株主通知（保振→発行会社）

（注1）標準の処理日程であり、実際には、案件ごとに都度日程が決定される。

（注2）保振は別途、振替株式会社についての取扱いを廃止する場合には、あらかじめ保振のホームページにおいて知らせている。

Q 4. 上場廃止となった発行会社の株式を担保として取得している場合の基本的な問題点は何か。

A 4.

- ・ 上場廃止となった場合には、当該発行会社の株式は、一定の場合を除き、振替機関が取り扱う振替株式会社ではなくなるため、以後、当該会社が株券を発行しない限り、株主名簿のみにより権利の管理や移転などは処理されることとなる。
 ※ 上場廃止となった場合でも、会社解散などの場合において、保振で取扱いが継続する場合がある。
- ・ 上記の場合、略式質権者については、口座の記録のみによって管理されているので、そのまま当該質権株式の発行会社が上場廃止となった場合には、質権の第三

者対抗要件は失われる。

- ・ 略式譲渡担保権者についても、同様である（なお、譲渡担保権設定者たる株主の権利は、特別株主として株主名簿記載により確保されている）。
- ・ 株主たる質権設定者が当該上場廃止について知りえた場合には、質権者に通知するなどの対応が考えられる。
 - ※ 発行会社から株主宛に上場廃止に関する事前通知はなされないことが通常であるので要注意。

Q 5. 上場廃止となった発行会社の株式を担保として取得している場合に、どのような対応が考えられるか。

A 5. 次の3つの場合が考えられる。

- ① 担保解除のうえ、債務者において上場廃止前までに売却し、代金を内入れ。
- ② 担保解除、代担保を求める。
- ③ 登録株式質（登録譲渡担保）として移行する。

Q 6. 担保解除のうえ、債務者において上場廃止前に売却していただくときの留意点は何か。

A 6.

- ・ 担保解除について、一義的には、担保権設定者の直接的な信用力に起因する問題ではなく、また、債務者には任意売却をし、内入れをすべき義務はないので、慎重な対応が必要である。
- ・ 発行会社の法的整理に至った場合であっても、上場廃止前の約1ヶ月程度の期間において、金融商品取引所で取引される場合もある。

(1) 法的整理の場合

① 清算型手続

- ・ 上場廃止前までの約1ヶ月間は取引されるケースがあることから、担保株数が多いケースでは担保解除して、任意売却してもらい、代金につき内入れ、預金担保差入等の対応が考えられる。代金を内入れしていただく場合には、期限前弁済となるので、期限の利益の放棄にかかる質権設定者の同意が前提となる。
- ・ 株数が少ないケースでは、担保解除に掛かる銀行のコスト（稟議コスト、事務コ

スト、振替手数料等)、質権設定者のコスト（売買手数料）を踏まえて対応を検討する必要がある。

② 再建型手続

- ・ 上記①と同様。

(2) 非上場化（買収防衛策、Cash-out 型、非上場会社との合併など）

- ・ 当該ケースは、法的整理と異なり、発行会社の信用力低下を伴うことが必然的でないことから、担保株式については、相応の価値を有し、株価も提示されると考えられる。よって、当該理由にもとづく上場廃止が判明した時点で、任意売却していただき、代金につき内入れ、預金担保差入等の対応が考えられる。代金を内入れしていただく場合には、期限前弁済となるので、期限の利益の放棄にかかる質権設定者の同意が前提となる。

Q 7. 担保解除のうえ、代担保を求める場合の留意点は何か。

A 7.

- ・ 担保解除について、上記Q 6同様、一義的には、担保権設定者の信用力に起因する問題ではないので、慎重な対応が必要である。

(1) 法的整理の場合

清算型手続・再建型手続において、Q 6の上場廃止前の処分による方法をとらない場合には、略式質の場合、登録株式質の手続をとるか否かの選択が考えられる。登録株式質の手続をとらない場合には、そのままでは当該株式担保自体は無効になってしまう可能性が高いため、債権管理上問題を生じさせる懸念がある。したがって、当該担保を解除することと引き換えに、代担保を求めるなど代替措置が考えられる。

(2) 非上場化（買収防衛策、Cash-out 型、非上場会社との合併など）

- ・ 上記の場合は、登録株式質の手続をとる以外にも、当該株式に代替する株式等が手続上確保することが可能な取扱いも考えられ、他に差し入れられている担保により債権管理上十分に信用リスクがカバーされている場合は格別、そうでない場合は、担保割れを伴うような担保解除の取扱いは、債権管理上問題を生じさせる可能性が高い。
- ・ したがって、本ケースによる非上場化の場合（登録株式質の手続をとらない）に

は、一時的には、当該ケースにおける非上場化の諸手続の中で、対価として現金等が株主である担保権設定者に提供されるのであれば、差入証書等の条項にもとづき当該現金を任意で内入返済ないし預金担保とすることや、当該対価物を引き続き担保として取り扱うなどの対応が考えられる。

- ・ 以上の対応がやむを得ずとれない場合には、次善の対応として、当該担保を解除することと引き換えに、代担保を求めるなど代替措置が考えられる。

Q 8. 登録株式質として移行する場合の留意点は何か。略式質を登録株式質に移行した場合、担保権を継続するための留意点は何か。

A 8.

- ・ 略式質を登録株式質として移行する場合の手続としては、以下のとおりである。
- ・ 最終の株主を確定する総株主通知をするための「取扱廃止に係る株主確定日」（A 3のスケジュール参照）に先立つ時期において、質権者は、自己の口座を開設している口座管理機関に対し、登録株式質にする旨（質権者である自らの氏名等を発行会社に通知すること）を申し出る。
 - ※ 申出を受けた口座管理機関は、株主確定日の翌営業日または翌々営業日のタイミングにおいて、その内容を振替機関に報告し、報告を受けた振替機関は、総株主通知において株主（質権設定者）に加えて質権者の情報を発行会社に通知する。これにより、株主名簿に株主（質権設定者）に加えて質権者が記載される（登録株式質になる）こととなる。
 - ※ 具体的な申出の手続きや、手続完了までに要する期間については、口座管理機関に確認する必要がある。
- ・ なお、略式譲渡担保の場合には、譲渡担保権者が特別株主の申出を行っているので、最終株主を確定する総株主通知のための「取扱廃止に係る株主確定日」に先立つ時期において、譲渡担保権者は自己の口座を開設している口座管理機関に対し、当該申出を取り下げる手続を行うこととなる。
 - ※ 申出の取り下げを受けた口座管理機関は、株主確定日の翌営業日または翌々営業日のタイミングにおいて、その内容を振替機関に報告し、報告を受けた振替機関は、総株主通知において株主の情報として譲渡担保権設定者ではなく譲渡担保権者の情報を発行会社に通知する。これにより、株主名簿に譲渡担保権者が株主として記載される（登録譲渡担保となる）こととなる。
 - ※ 具体的な申出の取り下げの手続や、手続完了までに要する期間については、口座管理機関に確認する必要がある。
- ・ 当該総株主通知については、日程案内が示されてから通知の手続まで1週間程度

とされており、適切に質権者として口座管理機関からの連絡が行われるような連携が必要である。この場合、日程に余裕がないため、上場廃止の決定時点で対応することが重要である。

- また、登録株式質への移行により、略式質において確保されていた「匿名性」が破られるので、あらかじめ差入証書において、その旨を規定している場合は問題ないが、当該規定を置いていない場合には注意が必要である（「株券電子化後の新振替制度における有価証券担保差入証に係る留意事項」参照（平成 19 年 12 月）。
 - ※ 登録譲渡担保の場合は、株主名簿には、担保権者の名称等が記載され、担保権設定者の記載はされないことに要注意。
 - ※ 株券発行会社として移行する場合には、登録株式質権者でなければ、株券の交付を請求できないので、継続的に担保権を維持するためには、上記同様に、移行時において登録株式質権者の手続をしておく必要がある。

2. 発行会社の非上場会社から上場会社への移行対応

Q9. 一般的な上場スケジュールはどのようになっているか。

A9.

【中央三井信託銀行証券代行部編『株券電子化後の株式実務』（商事法務）の368頁より】

※3月決算会社が定時株主総会に上場関係の諸事項を付議する場合。

日 程	期 間	手 続 内 容
3月31日		・決算期日
5月		・定時株主総会招集決定取締役会
6月中旬		・定時株主総会招集通知発送
6月下旬		・定時株主総会
7月	2週間以上(会社法§218I)	・株主等あて通知・公告
		・株券不発行の効力発生日
		・譲渡制限撤廃の効力発生日
		・役員任期満了による選任日
		・登記
		・取締役会決議
		・証券取引所への上場申請
9月		・保振への同意書等提出
		・上場承認日
10月	1月以上(会社法§131I)	・株主あて通知
		・一定の日
		・記録開始日
		・新規上場日

Q 1 0. 発行会社が非上場会社から上場会社になる場合に、担保権者はどのように当該情報を知りえるか。

A 1 0.

- ・ 株券発行廃止の定款変更についての公告および発行会社から株主・登録株式質権者への個別通知：当該定款変更の効力発生日の2週間前までに通知。
- ・ 振替制度利用に関する発行会社から株主・登録株式質権者への通知（振替法 131 条 1 項の通知）：「一定の日」（上場日の2営業日前／記録開始日の1営業日前）の1ヵ月前までに通知。ただし、この通知については、実際の取扱いでは登録株式質権者にしか通知されないため、その後の手続につき注意が必要（後掲Q 1 2 参照）。
- ・ 発行会社の上場予定の公表。
- ・ 略式質権者の場合は、以上のような情報について知りえない、あるいは知ることが難しいと考えられるので、担保権設定者や口座管理機関とあらかじめ申し合わせ等により連絡を受けることとしておくことが望ましい（なお、本取扱いは、個別口座管理機関等との連携方法によるものであって、一律の取扱いではない。）。

Q 1 1. 非上場の発行会社の株式を担保として取得している場合、当該会社が上場するときには、どのような対応が考えられるか。

A 1 1.

- ・ 想定されるパターン
 - ① 株券発行会社・非上場会社からの移行
 - ② 株券不発行会社・非上場会社からの移行
- ・ ①のケースも上場に先立って、株券発行の廃止を定款で定める必要があり、基本的には、同様の対応に収斂する。
- ・ 具体的には以下の対応が考えられる。
 - (a) 登録株式質（または特例登録株式質）対応
 - (b) 担保解除のうえ、移行後に振替手続により改めて担保設定を行うか、代担保
 - (c) 任意売却による内入れ

Q 1 2. 登録株式質対応の手続はどのようになるのか。

A 1 2.

- ・ 株券発行会社の株券が担保として差し入れられている場合には、略式質権者は、株主たる質権設定者と共同で、発行会社（株主名簿管理人）に対し、株主名簿への質権者の氏名・住所、質権の目的である株式の記録の請求をすることにより、登録株式質とすることが可能。
- ・ 上記の取扱いは、質権設定者の協力が必要であり、株券廃止の定款変更の効力発生日までに手続を行う必要がある。
- ・ この場合、「匿名性」は破られることとなるので、その点の説明には留意する必要がある。
- ・ 登録株式質により移行する場合には、上記Q 1 0のとおり、発行会社から振替制度の利用に関する通知がなされるので、登録株式質権者としては、自らの口座を開設する口座管理機関に対し、「口座通知取次請求依頼書」を示し、口座通知の取次ぎ依頼を行う（すでに、発行会社が株券廃止会社であり、登録株式質の取扱いがなされている場合には、この手続から処理することとなる。）。この依頼の受付期間は、通知日から「一定の日」の6営業日前の日とされている。
- ・ 上場日1ヵ月前の発行会社からの通知～口座通知依頼の締切日（6営業日前までに保振にファイル伝送指示）まで営業日ベースでは13営業日程度しかない。質権者や質権設定者の口座が証券会社に開設されていないなどの場合には、＜新規口座開設手続き＞、＜加入者情報の保振への伝送＞、＜口座通知取次ぎデータの伝送＞を行うための十分な時間的な余裕がないケースが想定される。したがって、口座通知取次請求依頼を行わなかった場合には、後述の特別口座において登録株式質として記録されることもありうる点に留意（担保権は保全される。）。
- ・ 以上の登録株式質の株主名簿への記録の取扱いから口座通知の取次ぎ依頼に至る手続については、質権設定者、株主名簿管理人、および口座管理機関とあらかじめスケジュールを定めて進めることが円滑な移行に資するものと思われる。
- ・ A 1 0に示すように、上述の発行会社からの株主等への通知（振替法131条1項の通知）については、登録株式質権者にしか通知がなされない。当該通知状には、株主名簿管理人から当該登録株式質の質権設定者である株主について仮の加入者口座コードがあらかじめ記載されて通知される。そのうえで、「口座通知取次請求依頼書」に、当該登録株式質権者および当該質権設定者の口座情報が記載されて依頼がなされた場合には、当該依頼書内容にしたがって処理が行われる。
- ・ 質権設定者と登録株式質権者が同一口座管理機関に開設する口座により当該質権を処理する場合には、質権設定者の口座情報については入手しやすいと思われる。

が、異なる口座管理機関に口座を開設する場合には、質権設定者との口座情報の授受など適切な連携が必要となる。口座管理機関によっては、質権者の口座開設とともに、質権設定者の口座の開設を要求する場合や、質権者による口座開設を拒否する場合もある。

- ・ 発行会社から登録株式質権者への通知は、上述A10のとおり「一定の日」の1か月前であるが、質権設定者が口座を有していない場合には、当該通知を起点に、質権設定者への連絡、口座開設の手続、当該口座開設した口座管理機関から保振への加入者口座コードの通知など、「口座取次請求依頼書」の提出期限まで時間が限られていることに留意する必要がある。

Q13. 担保解除のうえ、移行後に振替手続により改めて担保設定を行うか、代担保を求める場合の留意点は何か。

A13.

- ・ 株券担保を取扱っているケースで、Q12に示された登録株式質移行を行わない場合には、担保解除のうえ、一旦、株主たる質権設定者に株券を返還し、当該質権設定者において、移行手続を行ってもらったうえで、移行後に、振替により質権者の口座に振り替えてもらうことで、改めて担保設定を行うことが考えられる。
- ・ この場合は、一定期間当該担保が存在しないこととなるため、暫定的な代担保を求めることも含め、検討が必要である。
- ・ また、担保の継続性が断絶することから、新たな担保設定においては、当事者の信用状態に注意した対応が求められる（危機時期などへの留意）。

Q14. 任意売却による内入れの留意点は何か。

A14.

- ・ 任意売却してもらい、代金につき内入れ、または預金担保差入等の対応が考えられる（売却については、上場後に売却をお願いすることも考えられる）。代金を内入れしていただく場合には、期限前弁済となるので、期限の利益の放棄にかかる質権設定者の同意が前提となる。

以上